

# 令和5年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和5年8月10日（木）午後4時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、河野 憲嗣、田中 朋子、松隈 久昭  
労働者代表：鹿嶋 秀和、藤本 雅史、原口 享子、山田 功一  
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、高橋 基典、藤野 久信、宮脇 恵理
- 4 事務局  
大分労働局：佐藤 局長、斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題
  - （1）令和5年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
  - （2）運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
  - （3）令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
  - （4）その他
- 6 議事録

## 賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

また、専門部会委員の皆様方には、午前中に続きご出席ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、稲福委員から欠席との連絡をいただいております。

本審議会には14名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、議題1「大分県最低賃金専門部会報告について」に入ります。

専門部会の各委員におかれましては、本日まで、大変お忙しい中、真摯に、そして慎重な調査、審議をいただき感謝申し上げます。

それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について簡単に説明します。

本年度は、7月4日に大分地方最低賃金審議会に諮問されました大分県最低賃金改正の調査審議につきまして、大分県最低賃金専門部会に付託され、7月27日に第1回目を開催し、労働団体に対する参考意見聴取を行いました。

その後、第2回目の8月1日から金額審議に入りましたが、まず労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただきました。その後、目安を参考にしつつ、県内の経済・雇用情勢のデータや地域間格差の状況などを踏まえて具体的な改定額についての議論を、8月3日、8月7日、そして本日と4日間にわたり行ったところです。

その結果、慎重かつ真摯な議論を積み重ねたところですが、残念ながら意見の一致を見ることはできませんでしたので、公益委員見解をお示ししたうえで採決を行い、本年度の大分県最低賃金は「45円引き上げて、1時間899円とする。」という結論に至ったものです。

専門部会報告書につきましては、事務局から読み上げていただきます。

賃金補佐

それでは専門部会報告について読み上げます。

#### 【報告書の読み上げ】

会 長

ただ今事務局から読み上げていただきました専門部会報告書について何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、これから大分県最低賃金改正の採決を行います。

専門部会報告に

賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成  8  人

次に、反対の委員の挙手をお願いします。

反対  5  人

採決の結果は、賛成 8 人、反対 5 人であり、賛成多数です。

よって、専門部会報告を大分地方最低賃金審議会として可決することといたします。

それでは、この結論を取りまとめ、大分労働局長に答申することとします。

答申の案ができましたら、事務局は配付をお願いします。

それでは、答申（案）の読み上げを事務局をお願いします。

賃金補佐

【答申（案）を読み上げ】

会 長

この答申（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【意見等なし】

それでは、大分地方最低賃金審議会における審議の結論として、本答申を大分労働局長に提出してよろしいでしょうか。

**【意見等なし】**

それでは、本答申を大分労働局長に提出することとします。冒頭の（案）は削除ください。

それでは、議題2「令和5年大分県最低賃金の改正について（答申）」に移ります。

会 長

傍聴人・報道関係者の方にお伝えします。

ここから、会議終了まで、カメラ、ビデオの撮影を許可しますのでよろしく願います。

事務局から願います。

賃金室長

それではここで審議会会長から大分労働局長への答申の手交お願いいたします。

井田会長、佐藤局長中央へお進みください。

それでは答申をお願いします。

**【会長から局長に答申文を手交】**

賃金室長

それでは、ただ今答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。

労働局長

ただいま井田会長から令和5年度の大分県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。

会長をはじめ公労使の各委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、慎重かつ丁寧なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の審議につきましては、39円の日安額を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る県内の経済・雇用情勢のデータや企業と労働者を取り巻く環境、また地域間格差の状況などを踏まえ、慎重かつ丁寧なご審議の末に、本日の結審に至り答申をいただいたものであると認識しており、あらためて、各委員の皆様のご尽力とご協力に深く感謝申し上げます。

今後、大分労働局といたしましては、本日いただいた答申を踏まえ、最低賃金の改正に係る所要の手続きを進めます。

同時に、答申の中でいただいた政府に対するご要望につきましては厚生労働本省に伝達するとともに、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまに業務改善助成金をはじめとする所管の各種助成金が一層活用されるよう積極的な周知広報に努めてまいります。

最後になりますが、各委員の皆様方には、引き続き大分地方最低賃金審議会の運営につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

会 長

それでは、次に議題3「その他」に入ります。

事務局に本議題についての説明をお願いします。

賃金室長

今後の日程につきまして説明をさせていただきます。

まず、答申後の大分県最低賃金ですが、本日、答申をいただきましたので、本日から、答申の要旨を大分労働局前の掲示板に公示し、関係労使から意見をいただくこととしております。

大分県最低賃金に対する異議申出の期限は8月25日（金）となります。

関係労使からの異議を踏まえ、異議申出に係る審議会を8月28日（月）午前10時から開催したいと考えております。

その後、官報公示の手続きなどを経て最短で10月6日（金）発効とな

ります。

次に今後の日程についてですが、次回の本審では、異議申出に対する取扱いの他、特定最賃改正必要性有無の答申、特定最賃改正決定の諮問等を議題とする予定で、先ほども申し上げましたが、8月28日（金）午前10時からの開催予定としております。仮に異議申し立てがない場合であっても、特定最低賃金の関係議題がありまので、会議は開催しますので御出席方よろしくお願ひいたします。会場は当会議室となります。

また、すでにご案内差し上げておりますが、8月17日（木）午後1時30分から特定最賃改正必要性有無の審議を開催しますので、運営小委員会委員の方のご出席をよろしくお願ひいたします。

会場は、当ビルの横のソフトパークセンタービル3階研修室となります。先日のご案内文面に地図を添付しておりますので、会場のお間違えの無いようよろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いいたします。

皆様大変お疲れ様でした。

確認委員 会 長 井田 雅貴

労働者側委員 藤本 雅史

使用者側委員 藤野 久信